丹波山村マスコットキャラクター着ぐるみ使用取扱要綱

令和６年６月２８日

（趣旨）

第１条　この要綱は、丹波山村マスコットキャラクター「タバスキー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用の申請）

第２条　着ぐるみを使用する者は、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式第１号）を丹波山村長（以下「村長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、村の業務において職員が使用する場合はこの限りでない。

（使用の承認）

第３条　村長は前条に規定する申請があった場合、その内容が丹波山村の認知度向上や地域経済の活性化に寄与する場合に、着ぐるみの使用を承認する。ただし、次に掲げる各号に該当する場合を除く。

（１）丹波山村の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

（２）政党及び宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

（３）法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

（４）着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

（５）着ぐるみが使用できない状態にあるとき。

（６）その他村長が着ぐるみの使用について不適当であると認めるとき。

２　村長は、前条の規定により申請を行った者（以下「申請者」という）に対し、着ぐるみの使用を承認するときは、着ぐるみ使用承認書（様式第２号）を、承認をしないときは着ぐるみ使用不承認書（様式第３号）を交付するものとする。

３　村長は、承認に際し条件を付することができる。

（使用上の遵守事項）

第４条　申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）承認された用途のみに使用すること。

（２）使用期間を遵守すること。

（３）着ぐるみが汚損しないように努めること。

（４）火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

（５）雨天時に屋外で使用しないこと。

（６）着ぐるみを改造しないこと。

（７）その他村長が付した条件に従って使用すること。

（権利の譲渡）

第５条　申請者は、第３条の承認によって生じる権利及び義務を、第三者に譲渡・転貸してはならない。

（承認の取消）

第６条　申請者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しないものとする。この場合に、申請者に損害が生じても村長はその責めを負わない。

２　前項の承認の取消は、着ぐるみ使用承認取消通知書（様式第４号）をもって行う。

（原状回復）

第７条　着ぐるみを汚損した場合は、申請者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、村長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、申請者はこれに従わなければならない。

（承認者の責任）

第８条　着ぐるみの使用により、申請者に生じた被害に対しては、村長は一切その責めを負わない。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年７月１日から施行する。